

市立認定こども園における1号認定 申請児の優先利用について

市原市役所 保育課

【目的】

「市立幼稚園及び市立保育所再編成計画」に伴い、平成30年度に新たに市立認定こども園が開設されます。

これに伴い、公立施設（市立幼稚園を除く）での1号認定子どもの受け入れが始まることから、再編成計画が目指す「すべての子どもに質の高い教育・保育」の提供を図ることを目的として、障がい児世帯等の社会的支援が必要な世帯について優先的な受け入れを行うものです。

【優先利用条件】

1号認定子どもが市立認定こども園の入所を希望する場合、障がい児世帯等を優先的な取扱いとします。

○優先利用調整対象者

- ・ 障がい児及び特別支援が必要な児童
 - ※ 障害者手帳、療育手帳等を有する児童
- ・ 生活困窮者
 - ※ 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）や、市町村民税非課税世帯が想定されます。